

預金規定改定のお知らせ

当金庫では「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策」のため、下記の通り2024年（令和6年）4月1日より預金規定を改定させていただきます。

記

1. 改定する預金規定

「普通預金（無利息型普通預金を含む）、総合口座取引、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金共通規定」

2. 改定日 2024年（令和6年）4月1日

3. 改定内容

(変更前)	(変更後)
<p>7. (取引の制限等)</p> <p>(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の各預金規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</p> <p>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の各種規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</p> <p>(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</p>	<p>7. (取引の制限等)</p> <p>(同左)</p> <p><追加></p> <p><u>(3) 預金者情報等に変更があってもかかわらず届がない場合には、入金、払戻し等の各預金規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。</u></p> <p><u>(4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保有している旨を当金庫所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当金庫に届出た在留期間が超過していた場合、入金、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限できるものとします。</u></p> <p><u>(5) 第1項から第4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</u></p>

詳しくは、お取引店までお問い合わせください。

以上